

代 表 者

山
上

研 修 報 告 書

令和6年4月30日

会 派 代 表 者 様

呉市議会議員

山上文恵

次のとおり研修に参加したので報告します。
(web研修)

1. 研修期日

令和6年4月11日（水）～令和6年4月12日（金）

2. 研修項目

自治体議員女性政策研究交流会

①一緒に変えよう日本の災害対策～被災者の人権をどう守るか

講師：あんどうりすさん（アウトドア防災ガイド）

②困難を抱える女性支援法を実効あるものにするために

講師：熊谷真弓さん（慈愛 jiai 施設長）

③重要土地規制法と地方自治法改正が地方自治にもたらすもの
自治体議員等からの問題提起

④ミューニシパリズムを全国の自治体から！

講師：岸本聡子さん（杉並区長）

3. 参加議員

山上 文恵

■研修項目

- ①一緒に変えよう日本の災害対策～被災者の人権をどう守るか
講師：あんどうりすさん（アウトドア防災ガイド）

・研修日

令和6年4月11日（木） 13時15分～15時15分

【研修目的】

女性ならではの視点での災害対策を聞く

【研修内容】

- ①東日本大震災の翌年の男女共同参画白書の報告について

「誰かと一緒に避難をしているのは、男性より女性の方が多い」という報告お受け、避難や防災に女性の声を反映されなければ死亡者が増えると、重要性を強調。

他のアンケートでは、男性がライフライン復旧や仕事に言及しているのに対し、女性は学校や病院がどうなるか等、街全体についての意見が多かったことを紹介。

「復興に女性の意見が多く反映されなければ人が住まなくなってしまう、そのことを共有したい」。

- ②災害対策の色々について

家具転倒対策の実施率が、借家程低い状況であることを揚げ、原状回復義務を負わない物件であれば、家具を固定する意欲は高まるであろう。

これは、こども・家族を守る術を賃借人である限りうばわれている。

エレベーター対策では、エレベーター内に飲物・食べ物・簡易トイレが常備されていると良い。

- ③家の非常用持ち出し袋に入れる物・必要なもの

飲料水・軍手・缶切り・乾電池・ゴミ袋・筆記用具・耳栓・タオル・スリッパ・救急用具・携帯食（ゼリーなどの栄養補助食品）・アルミシート・ポンチョ等（防寒や着替え時に役立つもの）・スマホ用充電器・ティッシュペーパー・使い捨てカイロ・ライター類・衣類・ヘルメット・薬・歯磨きセット・非常用簡易トイレ

- ④出かけるときに持ち歩くもの（発災15分以内で最低限必要なもの）

スマホ充電器・現金・大判のハンカチ・身分証明書、健康保険証など・飲料水（ペットボトル500ml程度）・携帯食（ゼリーなどの栄養補助食品）
ホイッスル・LEDライト・携帯用トイレ・マルチツール（持ち歩きには法律上の注意が必要）

⑤女性が必要なもの

生理用品・中身が見えないポリ袋（大・小）・スキンケア用品（メイク道具）・メイク落としグッズ・防犯ブザーや笛（ホイッスルは玉がないもの）・使いやすい形状の携帯トイレ・小型ライト

*特にあると便利なもの

上記用品とおりものシート・携帯用ビデ・汗拭きシート・下着など

⑥普段からアウトドアの知恵とグッズの正しい使い方を知り、死なない防災を
水難事故対策について、ライフジャケットを付けていて助かった事例
ポータブル電源とソーラーパネル

⑦避難のタイミングの情報

市区町村が出す警戒レベルで、確実に避難をしましょう。

河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう。

⑨避難を阻害する要因「あるある」を考えよう。

本当は、一人ひとり違うのですが、

○周りが避難していないから、避難できない

○避難するには解除する人が必要

○いままで大丈夫だったのに、大げさでは？

○家族や職場の理解が得られない

○コロナが心配

○医療的ケアが必要

⑩津波で生き残るために必要な「3つのS」

Switch（逃げるスイッチ） …… 「少なくとも1分以上揺れたら大津波を想像してほしい」

Safe（安全な場所とルート） …… 「より高く、各自が安全な場所に安全な方法で避難する必要がある」

Save（避難後も命を守る） …… 避難後も命を守る
保護者への引き渡しで失われた命

「3つのS」をすべてクリアしないと命は守れません。津波だけではなく、

水害・地震・地震後の火事などでも同じ問題が起きます。
事前に、保育所・幼稚園・子ども園・学校としっかり話し合っておく必要があります。

⑫めざせ！津波避難マスターのゲームで避難行動をしよう。

弁護士 永野海さんの考えられたゲーム。

実際に、シートを使ってやってみる。

【呉市での展開の可能性】

- ⑪津波で生き残るために必要な「3つのS」をクリアできるように日頃からの話し合いが必要と思うため、各関係機関への推奨。
- ⑫「めざせ！津波避難マスターゲーム」をして、いざという時に備えるようにする。
- 避難や防災に女性の声が反映されなければ、死亡者が増えると言われていたの
で、女性の声が反映されるように提言する。

■研修項目

- ②困難を抱える女性支援法を実効あるものにするために
講師：熊谷真弓さん（慈愛 jiai 施設長）

・研修日

令和6年4月11日（木） 15時30分～17時

【研修目的】

2024年4月に施行された「女性支援法」について、女性自立支援施設長の立場からの話。

【研修内容】

- 1956年 成立した「売春防止法」によって婦人保護が始まった。
「売春」が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、性行又は環境に照らして売春を行なうおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって売春の防止を図ることを目的とされている。
- 1894年 日本キリスト教婦人矯風会設立により「慈愛館」の女性支援が始まった。
- 1900年 救世軍 婦人救済所「東京婦人ホーム」が開設。
婦人保護事業（相談・指導・保護）が行なわれていった歴史。
- 2004年 婦人保護施設のあり方を考える検討会が設置。
- 2015年 全国婦人保護施設等連絡協議会において「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」を立ち上げた。
- 2018年 厚生労働省において「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が立ち上がる。
- 2019年 「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的考え方」として「新たな枠組みの必要性」と「売春防止法第4章は廃止されること」を明記する中間まとめが出された。
- 2022年 売春防止法第4章が廃止され、女性支援新法が成立した。

目的は、困難な問題を抱える女性（性的な被害等が加わっている）の福祉の増進、支援のための施設推進であり、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することとなっている。

現在、「婦人保護施設」は全国47施設あり、公立公営22施設（婦人相談所に併設）・公立民営9施設・民立民営16施設あります。

都道府県が措置をしないと入所できないシステムになっている。かつ、公設公営においては、DV被害者の一時保護施設となっている。

2023年 国の基本方針が発出。

厚労省社会・援護局内に「女性支援室」が開室される。

2024年 3月までに、都道府県基本計画策定が義務となりました。

女性支援新法

目的

…困難な問題を抱える女性の支援の施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせるような社会実現に寄与

女性自立支援施設

…困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、その心身の健康の回復を図るために必要な支援を行う。

女性相談支援センター

…困難な問題を抱える女性の立場から相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整。一時保護も行う。

女性相談支援員

…困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。

女性支援法のもとで現場は、どう変わるのか

- ① 婦人保護施設から「女性自立支援施設」へ
- ② 自立とは、回復から始まる自立
- ③ 支援の基本は、支援を必要とするその本人の意志を尊重すること
前提として、その人が意思決定できるための社会的な制度、知識等の情報を正しく伝えること
- ④ 支援者として最も大切なことは、信頼できる「支援関係」を構築すること
そのために、ひとりで抱えない、「チームで支援する」現場力をもつこと

具体的な仕組みの改革提案

☆ 加害者追跡の厳しい場合は、しっかりとした追跡遮断ができる公立のシェルターを増設すべき

- ☆ 女性相談支援センターは配偶者暴力防止センターを兼ねているので、DV被害者保護の専門的一時保護に特化すべき
- ☆ 社会福祉法人の運営する女性自立支援施設のあり方として
社会福祉法人は、地域貢献を責務としている
住所秘匿の支援ではなく、地域に開かれた、中長期の支援拠点として変わっていく
退所者支援、地域で困難な問題を抱える女性たちが通所して相談支援が受けられる「女性自立支援施設」として変わっていく
自治体間での連携で広域利用も進める（どこがお金を出すのかが問題）

終わりに、

性は人権であること…性暴力、性的搾取をなくしていきたい

すべての人の人権が守られる社会の構築をめざし、
女性自立支援施設の立場から、地域に根差した実践
を地道に積み上げていきます。

女性支援法を確実なものにしていきましょう。

【呉市での展開の可能性】

各都道府県は、女性支援法の基本計画を策定しているので、呉市においても基本計画を策定するように提言

もっとも身近な窓口として、女性相談支援員を必ず配置していただくことを要望。
また、スピーディに相談に乗れる専門的知識のあるスペシャリストの相談員の配置の要望

女性支援法の意義、女性福祉のあり方の理解を深めるための啓発等を要望
ができます。

■研修・研修日

- ③重要土地規制法と地方自治法改正が地方自治にもたらすものについて
自治体議員からの問題提起

令和6年4月11日（木） 17時15分～18時30分

【研修目的】

地方自治体で起こっている事から問題提起を受け、皆で共通認識をする

【研修内容】

★松戸市議会議員の岡本ゆうこさんから

重要土地利用規制法において、区域指定が行なわれたら、自治体職員は、情報を国に提供しなければならないとのこととなっている。

重要土地等調査法において、「土地等利用状況審議会」の意見を聞いたうえで決定され、区域指定が行なわれている。

決定された注視区域とは、重要施設（防衛関係施設・海上保安庁施設・生活関連施設）の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等（土地及び建物）が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができるとなっている。

また、重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を特別注視区域として指定することとしている。

そして、指定されたら、地価が一定の期間内に相当な程度を超えて上昇し、又はその恐れがある場合が予想される。また、その逆に土地評価額も下がることも予想される。

全住民が当事者になることを共有してほしいと岡本市議。

★元千葉県議会議員 藤代政夫さんから

改正地方自治法において、2020年のクルーズ船での新型コロナの集団感染が発生した際、国の権限が明確でなかったことから、自治体をまたぐ患者の移送の調整に時間がかかったことなどを踏まえ、改正法には、感染症の大流行や大規模災害など国民の安全に重大な影響をおよぼす事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくても国が自治体に必要な指示が出来るとした特例が盛り込まれている。また、指示を行なう際はあらかじめ国が自治体に意見の提出を求める努力をしなければならないとしている。

国の指示が適切だったか検証する必要があるとして、国会への事後報告を義務付ける規定を設ける修正が行なわれた。

「国の指示権の特例は、国と自治体との関係を対等・協力を改めた地方分権改革の成果を無にし、憲法が保障する地方自治の本旨に反するもの。発動の要件が極めてあいまいで、自治体への国の不当な介入の誘発や将来拡大解釈される恐れもある」と反対討論もあった。

有事法制として地方行政を否定する緊急事態条項の先取りとして、「大災害・感染症蔓延・その他その及ぼす事態に被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」という表記について、

「特例」「その他」が入っている危険性に触れ、「国と地方自治体は対等なのに、国、大臣が判断すれば、国が一方向的に指示できる。」ことを訴えられた。

国が「有事法制」を地方から固めようとする実態が浮き彫りにされていると訴えられた。

【呉市での展開の可能性】

広島県内では、注視区域・特別注視区域には大竹市が入っているだけですが、防衛省の複合施設ができれば、区域指定が行なわれるかもしれませんし、海上

保安庁もある呉市において、今後、注視していかななくてはならないと思っている。

■研修・研修日

④ ミュニシパリズムを全国の自治体から！

講師：岸本聡子さん（杉並区長）

令和6年4月12日（金） 10時15分～11時

【研修目的】

杉並区長として、何をしている・いかれるのか、講演を受けました。

【研修内容】

岸本さんは、2022年6月杉並区長選挙を経て、7月から区長として活動。「対話の区政」を大事にされ、住民との対話集会を行なわれている。特に、「ミュニシパリズム」を実践していきたいとのべられました。

「ミュニシパリズム」とは、市民の政治参加を選挙による間接民主主義から地域政治への直接的な参画に拡大する運動です。

杉並区長として、「ミュニシパリズム」を日本的・杉並的な文脈に落とし込んでいく上で、3つの柱を立てて、区制を進めていかれています。

3つの柱とは、①「公共の再生」②「参加型民主主義」③気候変動危機やジェンダーの主流化です。具体的には、

① 「公共の再生」とは、公共財・公共サービスの脱市場化・脱商品化。

特に、「ケアする人をケアする」ことを掲げます。

ケアワークの評価は低く、低賃金が常態化しているので、公共性・コモンズ（公共財）の維持は「コスト」ではないことを言う時です。新自由主義的な行政改革によって植えつけられたコスト意識が行政に内在化されることで、非正規雇用の拡大が正当化されています。転換が必要です。

杉並区では、「公共の再生」のための戦略的なツールが公共調達です。

公契約条例を使って、社会的価値を反映させて、地域に良質で安定した雇用を創出していくようにします。最初に、指定管理者制度の検証を踏まえて、

「杉並区施設運営パートナーズ制度」を導入しました。地域経済や地元の雇用に関心のある事業体を選んで行く方針を示されました。

② 「参加型民主主義」では、無作為抽出で区民の参加を募り、特定の課題について話し合う「くじ引き民主主義」「対話の区政」を活用します。

代表的な気候区民会議は、市民が熟議を通じて作成した気候危機に対する包括的な提案を行政が政策に生かす仕組みです。

区民提案を予算編成に反映する、市民参加型予算もスタートさせています。

具体的には、学校給食費の無償化予算、区立小・中・特別支援学校の約2万9

500人を対象 18億9321万円、国立・私立等の小中学生（約6500人）を対象に給食費相当額の給付金を支給 4億8384万円が挙げられていました。

市民参画によって政策に命が吹き込まれています。

今年度は、900人の子供たちへの聞き取りなど条例提案への準備をして、「こどもの権利条例」の実現をしていきます。506万円の予算額を挙げられています。

- ③ゼロカーボンシティの実現に向けた区内のCO₂排出量の目標値を明確に掲げ、それをクリアするためのZEB（ネットゼロエネルギービル）化の推進や、建築・解体工事で発生するCO₂の量の見えるかなどといった方向性を広く関係者と共有し、進めていくことが重要と考えています。

また、気候変動対策を進め、ゼロカーボンシティを目指すためには、区民の参画が不可欠。無作為抽出の区民が専門家の力を借りて直接的に政策を作る「気候市民会議」の取り組みは、国内外で注目されています。杉並区でも区民一人ひとりが、気候変動対策に参画するための仕組みとして、この「気候市民会議」の立ち上げが有効ではないかと考えており、その実現に向けた検討を開始します。

220以上の自治体がパートナーシップ制度を導入しています。

杉並区版パートナーシップ制度の条例化を目指していきたいと考えています。

【呉市での展開の可能性】

岸本区長が言われているように、市民との対話を重視し、市民からの意見を取り入れて、議員とも対話を進めて、区政を区民のために進めて行かれることは、どこの市区町村でも取り入れることができると思います。

特に早速、学校給食費の無償化や「こどもの権利条例」制定に向けて具体的に予算化をして進められている事は、呉市でも行えることと思います。